

# 農用地利用配分計画

(市町名: 近江八幡市)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m <sup>2</sup> )	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
1	隅田 吉宏	滋賀県近江八幡市	多賀町980	田	5701	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
2	株式会社 ファームサポート	滋賀県近江八幡市	安土町下豊浦9126	田	3171	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和25年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
3	株式会社 ファームサポート	滋賀県近江八幡市	安土町桑実寺832	田	680	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和25年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
4	株式会社 ファームサポート	滋賀県近江八幡市	安土町桑実寺833	田	683	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和25年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
5	株式会社 ファームサポート	滋賀県近江八幡市	安土町桑実寺834	田	2588	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和25年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
6	株式会社 ファームサポート	滋賀県近江八幡市	安土町桑実寺837	田	1542	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和25年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
7	株式会社 ファームサポート	滋賀県近江八幡市	安土町桑実寺838	田	1040	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和25年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
8	株式会社 ファームサポート	滋賀県近江八幡市	安土町桑実寺839	田	1750	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和25年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
9	株式会社 ファームサポート	滋賀県近江八幡市	安土町桑実寺840	田	850	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和25年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
10	株式会社 ファームサポート	滋賀県近江八幡市	安土町桑実寺841	田	408	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和25年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
11	株式会社 ファームサポート	滋賀県近江八幡市	安土町桑実寺842	田	719	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和25年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
12	株式会社 ファームサポート	滋賀県近江八幡市	安土町桑実寺845	田	3024	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和25年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
13	株式会社 ファームサポート	滋賀県近江八幡市	安土町桑実寺847	田	1014	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和25年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
14	株式会社 ファームサポート	滋賀県近江八幡市	安土町桑実寺848	田	670	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和25年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
15	株式会社 ファームサポート	滋賀県近江八幡市	安土町桑実寺849	田	540	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和25年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
16	株式会社 ファームサポート	滋賀県近江八幡市	安土町桑実寺874	田	2175	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和25年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
17	株式会社 ファームサポート	滋賀県近江八幡市	安土町桑実寺882	田	2184	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和25年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
18	株式会社 ファームサポート	滋賀県近江八幡市	安土町桑実寺883	田	261	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和25年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
19	株式会社 ファームサポート	滋賀県近江八幡市	安土町桑実寺884	田	489	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和25年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
20	株式会社 ファームサポート	滋賀県近江八幡市	安土町桑実寺891	田	489	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和25年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
21	株式会社 ファームサポート	滋賀県近江八幡市	安土町桑実寺892	田	1765	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和25年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
22	株式会社 ファームサポート	滋賀県近江八幡市	安土町桑実寺893	田	4139	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和25年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
23	株式会社 ファームサポート	滋賀県近江八幡市	安土町桑実寺894	田	1916	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和25年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
24	株式会社 ファームサポート	滋賀県近江八幡市	安土町桑実寺895	田	3346	賃借権	水田	令和5年3月31日	令和25年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

# 農用地利用配分計画

(市町名: 近江八幡市 )

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利				
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m <sup>2</sup> )	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき
- 3 農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき